

多賀城市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月25日

多賀城市監査委員 菅野昌治  
多賀城市監査委員 根本朝栄

- 1 監査の種類  
定期監査（収入事務監査）

- 2 監査実施対象及び期日等

対象		監査実施日	講評実施日
教育委員会 事務局	山王地区公民館	10月22日(木)	11月25日(水)
総務部	地域コミュニティ課 (市民活動サポートセンター)	10月26日(月)	11月25日(水)

- 3 監査の着眼点及び方法

平成27年度（監査実施時点まで）に係る使用料の徴収事務及び収納金の取扱事務が、適正に行われているかどうかを主眼として、試査照合並びに関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

- 4 監査の結果  
別紙のとおり

## 平成27年10月実施定期監査（収入事務監査）結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。  
今後も適正かつ効率的な収入事務に努めていただきたい。

対 象	山王地区公民館
実 施 日	平成27年10月22日（木）
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし	

## 平成27年10月実施定期監査（収入事務監査）結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められるが、歳入調定決議及び原符の取扱いにおいて、一部不適切なものが見られた。今後はこれらのことに留意の上、適正かつ効率的な収入事務に努めていただきたい。

対 象	市民活動サポートセンター（地域コミュニティ課所管）
実 施 日	平成27年10月26日（月）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの (1) 使用料の歳入調定決議関係 平成27年度使用料の収入となっているもので、調定決議がされていないものが見られた。（是正予定）  (2) 原符の取扱いについて 三枚複写式の原符等について、一部不適切な使用があった。
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし

### 【意見】

- 1 会議室等の使用料については、月末に締めているが、調定は翌月の20日前後となっている。速やかに調定するよう改善されたい。
- 2 調定の締め日と払込日が相違していることから、調定額と収納額が合致しているかどうか、収入未済額が発生しているかどうかの確認ができづらい状況となっている。調定もれなどの発見ができない要因と思われることから、改善を検討されたい。
- 3 コピー機使用料の領収書の発行は、希望者に対してのみ行っている。領収書は三枚複写式のものを使用しているが、残された原符、納入済通知書の合計金額と調定額、収納額は当然に一致しない。希望者から申し出があった金額をそのまま領収金額として記載しているものであり、実際に利用金額を確認しているものではない。したがって、領収書の発行は希望があれば発行する必要があるが、「会計管理者名での三枚複写式の領収書」を使用することは適切ではない。
- 4 コピー機使用料及び印刷機使用料の払込は、公金払込書に納入済通知書を添付して行う必要があると思われる。しかし、納入済通知書は実際には添付されておらず、金融機関及び会計課を経由していない。払込方法について検討が必要と思われる。